

「ふるさと熊本・玉名フェア in 大阪」運営業務委託 プロポーザル実施要領

1 業務委託名

「ふるさと熊本・玉名フェア in 大阪」運営業務委託

2 目的

関西圏の消費者に対し熊本・玉名の特産品販売と観光PRを行うことで、玉名市の魅力を発信し、交流人口を増大することを目的とする。また、玉名市出身の関西在住者の方に、ふるさと玉名の現状を知っていただくとともに、関西圏における玉名応援隊としての機運醸成を図るため、当該フェアを実施する。

3 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日

4 業務内容

- (1) 観光物産展開催業務
・イベントの企画・会場の確保・設営・運営・撤収
- (2) 業務実績報告書の作成

5 委託限度額

1,715,000円(税込)

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。また、限度額を超えてはならない。

6 委託予定者選定方法

公募型プロポーザルにより選定する。

7 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 国税又は地方税を滞納していないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しないこと。
- (3) 玉名市工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領(平成17年10月3日告示第103号)の規定による指名停止処分期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号又は民事再生法{平成11年法律第225号})の適用を申請している者でないこと等、経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、常に連絡調整できるように、体制を整えておける者であること。
- (6) 本業務への参加は共同提案も可能とする。ただし、代表提案者1者とのみ契約を結ぶものとする。

8 スケジュール

以下の日程で行うこととする。

内 容	日 時
(1) プロポーザルの実施公表	令和5年7月28日(金)
(2) 参加表明書の受付期限	令和5年8月7日(月) 午後5時
(3) 質問書の受付期限	令和5年8月10日(木) 午後5時
(4) 質問書に対する回答	令和5年8月16日(水)
(5) 企画提案書等提出期限	令和5年8月30日(水) 午後5時
(6) 審査開始	令和5年9月1日(金)
(7) 審査員からの質問書提示	令和5年9月6日(水)
(8) 参加表明者からの回答期限	令和5年9月8日(金)
(9) 受託候補者決定	令和5年9月13日(水)
(10) 契約締結	令和5年9月下旬 予定

※状況により、日程・計画が変更となる場合があります。

9 実施要領等の配布

参加表明書、企画提案書及び実施要領等の公募に関する資料、様式等は玉名市ホームページから各自ダウンロードすること。

■玉名市ホームページ <https://www.city.tamana.lg.jp/>

【トップページの『新着情報』又は『行政情報』→「契約・入札」→『プロポーザル』】

10 説明会

本プロポーザル実施にあたり、説明会等は実施しない。

1.1 参加表明書の提出

- (1) 提出書類 参加表明書（様式1）
- (2) 提出期限 令和5年8月7日（月）午後5時必着
- (3) 提出方法 持参又は末尾記載のメールによる提出（FAXでも可）
- (4) 提出場所 末尾記載の問い合わせ先と同じ。

※参加表明書の提出がない者の企画提案は受け付けない。

1.2 質問書の受付及び回答

- (1) 質問書の受付
 - ① 提出書類 質問書（様式2）
 - ② 提出期限 令和5年8月10日（木）午後5時必着
 - ③ 提出方法 電子メール（口頭による質問は受け付けない。）
 - ④ 提出場所 末尾記載の問い合わせ先と同じ。
- (2) 質問書に対する回答

① 回答期限 令和5年8月16日（水）

② 回答方法 全ての参加表明者に、参加表明書記載の電子メールアドレス宛に回答する。

1.3 企画提案書の提出

(1) 提出書類 次に掲げる書式により提案すること。

1	企画提案書表紙	様式に従い、記載する。	様式3
2	提案者の概要	名称、代表者名、設立年月日、本店・支店の所在地、資本金、従業員、業務内容等（記載があれば、会社案内でも可。）	任意
3	企画提案書	「ふるさと熊本・玉名フェア in 大阪」運営業務委託仕様書の業務内容に基づき、提案内容を作成する。	任意
4	業務工程表	履行期間中の業務スケジュール	任意
5	受託業務実績	類似業務の受託実績について記載する。記載があれば会社案内でも可。	任意
6	業務体制図	受託業務の実施体制について記載する。	任意
7	参考見積書	業務内容ごとに積算の基礎（内訳）を記載すること。	任意

(2) 作成要領 提出書類は、A4版（縦横問わず）で統一して作成し、目次及び頁番号をつけること。提案内容本文の文字サイズは11ポイント以上とし、40ページ以内にまとめること。（作成済みのパンフレット等を除く。）

(3) 提出部数 5部（正本1部、副本4部、副本は複写可。）

(4) 提出期限 令和5年8月30日（水）午後5時必着

(5) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、簡易書留郵便に限る。）

(6) 提出場所 末尾記載の問い合わせ先と同じ。

※企画提案書の提出は、1事業者につき1案とする。

1.4 企画提案書の内容

企画提案書は仕様書に基づき作成すること。

1.5 審査の実施

(1) 審査は書類審査のみとし、令和5年9月1日（金）に審査を開始する。審査の際、審査員から質問が生じた場合は、令和5年9月6日（水）に、参加表明者へメールにて質問書を送付する。質問書を受け取った参加表明者は、令和5年9月8日（金）までに、事務局へメールにて回答すること。その回答を確認した上で、令和5年9月13日（水）に受託候補者を決定する。

(2) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

1.6 受託候補者の選定等

(1) 審査終了後、本市は速やかに受託候補者を選定し、各提案者にその結果を通知する。

- (2) 受託候補者が辞退又は特別な理由により受託候補者と契約締結ができない場合は、次点の提案者を受託候補者とする。
- (3) 選定結果に対する質問並びに異議申し立ては一切受け付けない。

1 7 契約の締結等

- (1) 本委託業務の契約については、選定した受託候補者と締結する。
- (2) 契約締結前は、本市と受託候補者の間で企画提案書等の内容をもとに、業務内容の具体的協議を行うこととする。
- (3) 協議にあたっては、企画提案書等の内容を一部変更する場合がある。
- (4) 契約締結時期は、令和5年9月下旬を予定している。

1 8 失格要件

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出期限、提出場所、提出方法、留意事項などの条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選考結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

1 9 企画提案書等の取扱い

- (1) 企画提案書等は返却しない。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出、企画提案競技への参加に関する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 企画提案書に使用する画像等の著作権や肖像権に関することは、プロポーザル参加者において処理すること。
- (4) 玉名市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、企画提案書等の写しを公開する場合がある。

2 0 その他

- (1) 提案者は、業務実施体制において、本業務に関する業務責任者を選任すること。
- (2) 成果品の著作権は、原則として本市に帰属するものとする。
- (3) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。

2 1 問い合わせ先

〒865-0025 玉名市高瀬290-1 玉名市観光物産課

電 話：0968-73-2222 FAX：0968-73-2220

メールアドレス：kanbutsu@city.tamana.lg.jp

審査基準

	評価・審査項目	評点
1	提案内容について ① 仕様書及び仕様書別紙の要件を満たしているか。 ② 提案に独自性はあるか。 ③ 開催時期及び会場の提案は集客や観光 PR に効果が見込める内容であるか。 ④ これまで複数回開催してきた「せんちゅうパル専門店街 南広場」で玉名市のファンとなっている方々も来場しやすい内容であるか。	15点 10点 15点 15点
2	業務実施体制について ① 企業として信頼性の高い業務実施が可能か。これまでの業務実績から高い業務遂行能力が期待できるか。 ② トラブル発生時の対応について丁寧かつ責任を持った対応が可能であるか。 ③ 運営手法が明確に示してあるか。	10点 10点 5点
3	見積価格について ① 見積額は設計額の範囲内で妥当な金額か。	10点
4	総合評価 ① 本運営業務の趣旨を理解し、スケジュールに無理なく安定的な運営が期待できるか。	10点
合 計		100点